

社会医療法人青雲会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会医療法人青雲会（以下「法人」という。）の理事長、理事、監事（以下「役員」という。）の役員報酬に関する事項について定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定で、役員報酬を支給する役員とは、定款第21条、第22条、第28条及び第29条に基づき社員総会により議決を得た役員をいう。

(報酬額など)

第3条 定款第33条及び第34条の定めるところにより、役員の報酬については勤務実態に即して支給し、役員の地位にあることのみによっては報酬を支給しない。

2 役員報酬は次の額を限度とし、理事長および理事に対して支給する。

- (1) 理事長 3600万円
- (2) 理事 2400万円

3 役員報酬と給与の支給額は、社員総会の承認を得るものとする。

4 非常勤理事及び監事に対する役員報酬は支給しない。ただし、理事会出席者に対し日当10,000円を支給する。

(支給方法)

第4条 役員報酬については、前条第2項及び3項に基づき決定された年間報酬額を12分割して給与と合算して支給するものとする。

2 前条第4項の日当は、会議出席時にその都度支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めのないものは、理事長が決定し、社員総会において承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この改正は、平成29年8月8日から施行する。